平成２４年（フ）第１３０４号
名古屋市昭和区川名町２丁目46番地の３　カワナハイツ１Ａ号
破産者　清水　一枝
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６５号
京都市中京区西ノ京職司町10番地、開始決定時の住所京都市中京区釜座通竹屋町下る亀屋町326番地府庁前401
破産者　蘆原　　孝
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８４号
大阪府泉佐野市日根野2265―２　サン・オーク202号室、開始決定時の住所大阪府貝塚市北町39番36号
破産者　Ｋウッドこと　土橋紀美夫
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
北海道旭川市旭町１条４丁目841番地
破産者　武田　明宏
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
盛岡市南大通２丁目６番30―601号
破産者　吉田　一昭
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６５６号
静岡県浜松市南区参野町６番地の１　グラン・シャトー１―Ａ、前住所静岡県浜松市南区御給町２番地の７
破産者　小木曽正和
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
高知県須崎市吾井郷甲826番地１、前住所高知県須崎市多ノ郷甲1308番地
破産者　能見　隆樹
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４１９８号
大阪府四條畷市岡山２丁目１番33号　第１平井ハイツ102
破産者　近藤　孝仁
１　破産債権の届出期間　平成25年２月21日まで
２　一般調査期日　平成25年３月18日午後３時30分
平成25年１月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８３号
大阪市中央区船場中央３丁目１番７―129号
破産者　株式会社ヒロ
１　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
２　一般調査期日　平成25年３月21日午後４時
平成25年１月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２号
北海道旭川市東光16条４丁目３番17号
破産者　栗谷川　弘
１　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
２　一般調査期日　平成25年３月28日午後２時50分
平成25年１月24日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８１８号
大阪府東大阪市東豊浦町８番８号　サンハイム西村Ⅱ203号
破産者　井上　雅照
１　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
２　一般調査期日　平成25年４月11日午後３時30分
平成25年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４号
京都府城陽市寺田林ノ口７番地の44、開始決定時の住所京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の252
破産者　中田ひで子
１　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
２　一般調査期日　平成25年３月22日午後３時30分
平成25年１月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
京都府城陽市寺田林ノ口７番地の44、開始決定時の住所京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の252
破産者　中田　大信
１　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
２　一般調査期日　平成25年３月22日午後３時30分
平成25年１月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県加東市社1710番地２　社ステージ101号、開始決定時の住所兵庫県加東市多井田772番地１
破産者　宮川　尚之
１　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
２　一般調査期日　平成25年４月11日午前11時
平成25年１月24日　　神戸地方裁判所社支部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第６５００号
東京都墨田区東向島４丁目２番10号
破産者　医療法人社団誠和会
特別調査期日　平成25年３月27日午後１時30分
平成25年１月24日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第７５号
山口県周南市大字長穂2645番地
破産者　藤本　　護
異議申述期間　平成25年２月25日まで
平成25年１月24日　山口地方裁判所周南支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富5966番地16
破産者　髙橋　彰寛
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３４号
東京都八王子市石川町2968番地２
清算株式会社　ティースリー株式会社
代表清算人　山口　正人
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市末広町１丁目３番地２
清算株式会社　株式会社元浜工業所
代表清算人　堀井　昭暢
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部